

令和7年10月27日

3年生保護者の方へ

3年生の放課後自習室設置について

中学校区一貫教育校園  
玉野市立荘内中学校  
校長 住田 義広

いよいよ本格的な受験期を迎えました。ご存じのように、本校では生徒の具申により、がんばりたい事を生徒自身が実現していくことを大切にしています。

このたび3年生生徒から「自習室設置」の具申が来ました。その主旨は、家で集中して勉強できない環境にある生徒に集中して自習をする環境を提供したいというものでした。職員で協議し、次のとおりの運営で自習室を設置しても良い事にいたしました。

3年生はこれまでも、部活動引退後は委員会その他の活動がない場合は、下校タイム後はすみやかに学校を出ることを徹底させていることをふまえて、ご家庭で検討願います。

なお当たり前ですが、各教科質問等があれば休み時間や昼休憩で対応しています。

記

1 自習室利用の条件

- (1) 家庭で落ち着いて学習がしにくい生徒が自己責任で静かに自習に取り組むという主旨を了承した生徒のみの利用とする。(基本的には各家庭で学習に取り組むことが大切です。)
- (2) 次の明確な決意がある生徒であること。
  - ・自分で受験等のために学習内容を計画し、実施していくこと。
  - ・友達が校内で待つようなことを絶対にさせないこと。
- (3) 保護者の方が了承して利用希望書を提出した生徒のみの利用とする。

2 自習室の運営方針

- (1) 希望を出した生徒全員で協議し、実施日ごとの責任者を決定し、利用教室の戸締りを行なう。
  - (2) 自習室であるため、教員は教科指導を行わない。(部活動や他の業務があるため対応は困難)  
設置日は、火・木・金で、11月から実施する。 ※教室は3Aのみ
  - (3) 管理職、他学年の教員を含め、手の空いた教員が様子を見に行くことがある。
  - (4) 生徒指導上の問題や利用していない3年生が校内に残る等の状況があれば運営を停止する。  
こうした状況にならないよう、利用生徒のプロジェクトチームが3年生に呼び掛ける。
- 以上の事項を了承の上で検討し、希望する場合は、下記希望届を記入し、担任に提出してください。

キリトリ線

---

## 自習室利用希望届

自習室設置の主旨及び運営方針を了承したうえで、利用を希望します。

3年 ( ) 組

生徒氏名 ( ) 保護者署名 ( )